

性能評価業務手数料

令和7年4月1日改定

1 新築の一戸建ての住宅

(単位：円 消費税込)

延べ面積 (㎡)	設計住宅性能評価申請・長期使用構造等確認						建設住宅性能評価申請
	設計住宅性能評価申請料金 (い)	長期使用構造等確認の申請を行うときの加算額 (ろ)	長期使用構造等確認の申請料金 (は)	当社以外に、当該建築物に係る建築基準法第6条の2の確認申請を行うときの加算額 (に)	限界耐力計算又は免震建築物により設計されたものの加算額 (ほ)	一の申請であっても、建築基準法第20条第2項の適用を受ける場合(へ)	建設住宅性能評価申請料金 (と)
200 以下	66,000	6,600	72,000	20,000	49,500	構造計算をした棟数から1を減じた棟数に0.2を乗じた数値を(い)に乗じた額	121,000
200 超	81,000	9,900	90,000	30,000			171,000

備考

- (1) 業務規程第34条(1)及び(2)による住宅については別途見積とする。(表2において同じ。)
- (2) 兼用住宅の申請は、表2にかかわらず上表で求めた料金の1.2倍とする。
- (3) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の手数料は、一項目につき1,000円とする(表2において同じ。)
- (4) 変更設計住宅性能評価、長期使用構造等の変更確認申請又は変更建設住宅性能評価申請の場合は、当初の申請時の料金に0.5を乗じた額とする。
- (5) 第21条第1項による検査対象工程に係る工事が完了する日(完了した日)の通知を受けた後、災害その他の事由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める

- 場合は、評価料金（第 27 条第 2 項を含む。）の 10 分の 1（算定した額に 10 円以下の端数が生じる場合は当該額から 10 円以下を切り捨てた額）の額を徴収することができる。（表 2 において同じ。）
- (6) 二次検査における再検査の額は、20,000 円とする。ただし、遠隔地として REJ が指定する区域に該当する場合は、出張旅費を加算した額とする。
- (7) REJ 以外で設計住宅性能評価申請を行った場合の建設評価料金は、本表により求めた料金に 1.5 を乗じた額とする。（表 2 において同じ。）
- (8) 建設住宅性能評価の申請に、室内空気中の化学物質の濃度等測定を追加する場合は、本表の額に、表 5 の額を加算した額とする。（表 2 において同じ。）
- (9) 本表の額は、住宅紛争処理支援センター負担金を含むものとする。（表 2、表 3 及び表 4 において同じ。）

2 新築の共同住宅等

（単位：円 消費税込）

延べ面積 (㎡)	設計住宅性能評価申請・長期使用構造等 確認			建設住宅性能評価申 請		限界耐力 計算又は 免震建築 物により 設計され たもの (ぬ)	一の申 請であ っても、 建築基 準法第 20条第2 項の適 用を受 ける場 合(る)
	住棟の評価料金 + (4,400 × 評価戸数) (ち)	長期使 用構 造等 確認 の申 請を 同時 に行 う時 の加 算額	長期使 用構 造等 確認 (変更 含む) の申 請料 金	住棟の評 価料金 + (6,600 × 評価戸数) (り)			
500 以下	85,200	別途見 積	別途見 積	122,900	48,000	構造計 算をし た棟数 から1 を減じ た棟数 に0.2 を乗じ た数値 を (ち)	
500 超 ~ 1,000 以下	135,400			198,100			
1,000 超 ~ 2,000 以下	198,100			260,800			
2,000 超 ~ 3,000 以下	260,800			323,500	180,000		
3,000 超 ~ 4,000 以下	323,500			386,200			
4,000 超 ~	386,200			448,900			

5,000 以下					に 乗 じ た 額 と す る。	
5,000 超～ 7,000 以下	511,600			637,000		
7,000 超～ 10,000 以 下	639,000			887,800		
10,000 超 ～ 15,000 以下	887,800			1,013,200		345,000
15,000 超 ～ 20,000 以下	1,013,200			1,264,000		
20,000 超 ～ 30,000 以下	1,264,000			1,514,800		
30,000 超	別途見積り					

備考

- (1) (ぬ)又は(る)の加算額は、当社に当該建築物に係る建築基準法第6条の2の確認申請又は同法第7条の2の完了検査申請若しくは同法第7条の4の中間検査申請を行うときは、適用しない。
- (2) 変更設計住宅性能評価、又は変更建設住宅性能評価申請の場合は下表とし、(ぬ)又は(る)を適用する場合は本表を準用する。

延べ面積 (㎡)	変更設計住宅性能評価	変更建設住宅性能評価
500 以下	99,900	144,800
500 超～1,000 以下	198,100	235,800
1,000 超～2,000 以下	260,800	310,900
2,000 超～3,000 以下	323,500	386,200
3,000 超～4,000 以下	386,200	451,500
4,000 超～5,000 以下	448,900	611,900
5,000 超～7,000 以下	637,000	762,400
7,000 超～10,000 以下	762,400	1,063,400
10,000 超～15,000 以下	1,063,400	1,213,800
15,000 超～20,000 以下	1,213,800	1,514,800
20,000 超～30,000 以下	1,514,800	1,815,800
30,000 超	別途見積り	

- (3) 二次検査における再検査の額は、延べ面積の10分の1に係る区分に応じた表中(り)の「住棟の評価料金」に、対象となる住宅の評価対象住戸の数に「一戸あたりの基本料金」を乗じて得た料金を加えたものとし、10円以下を切り捨てた額とする。

3 選択事項加算

(単位：円 消費税込)

室内空気中の化学物質の濃度等測定		1 住戸当たりの額
パッシブ方式に限る。	ホルムアルデヒドのみ	26,100
	ホルムアルデヒド及びVOC 4種	52,200

4 長期使用構造等確認【一戸建ての住宅（増築・改築）】

(単位：円 消費税込)

	法第6条第1項第一号「長期使用構造等」の審査
標準	88,000
評価書等（耐震性の審査が省略できるもの又は、省エネルギー対策の審査が省略できるもの）有り	66,000
備考（一戸建ての住宅以外の住宅（増築・改築））において同じ。	
<p>1. 「耐震性の審査が省略できるもの」とは、増改築しない部分の審査において、平成27年国住指発第3435号別表第2に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（（一財）日本建築防災協会）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く。））などで耐震性の結果が確認できるものをいい、それ以外による場合は標準額に別途見積りした額を加算する。</p> <p>2. 「省エネルギー対策の審査が省略できるもの」とは、増改築しない部分の審査において、次に定める疎明図書（設計図書があるものに限る。）により等級4以上の確認ができるものとする。</p> <p>ア 新築時の長期優良住宅技術的審査の適合証</p> <p>イ 新築時の長期使用構造等確認証</p> <p>ウ 新築時も建設評価書</p> <p>エ 低炭素建築物新築棟計画技術的審査の適合証</p> <p>オ 【フラット35】Sの適合証明</p> <p>3. 既存住宅については、建築行為を伴わないものに限る。</p> <p>4. 建設住宅性能評価と併せて申請する場合は、それぞれ算出した手数料の合計とする。</p>	

5 長期使用構造等確認【一戸建ての住宅以外の住宅（増築・改築）】 (単位：円 消費税込)

法第6条第1項第一号「長期使用構造等」の審査	
標準	別途見積
評価書等（耐震性の審査が省略できるもの又は、省エネルギー対策の審査が省略できるもの）有り	
備考	
<p>1. 手数料は、「申請戸数×単価」+「共用部加算」の算定方法とする。</p> <p>2. 住戸の配置、プラン数によって、合理的に審査を行うことができると機関が判断できる場合は、「申請戸数」を軽減する等見積りとする。</p>	